

建設工事関係業者の皆様へ

総務部 検査管財課長

## ～検査方法の変更について～（一部改正）

皆様におかれましては、日頃より市の建設工事にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、工事完成書類のオンライン化及びスリムの一環として、下記のとおり検査方法を変更させていただくこととなりました。書類作成作業の軽減に繋がれば幸いです。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ① マニフェストの提出・確認方法

**変更前**：A票とE票の㊟を添付。

**変更後**：集計表のみ作成し添付。

※監督員は、処分場までの経路及び搬出状況写真の漏れや、集計表の合計が設計値を満たしているか等を十分に確認すること。（コブリス保管義務期間：1年間）



竣工検査時に、請負業者が原本を持参する。（検査員及び監督員が提示を求める場合あり）



原本は、請負業者にて保管する。（マニフェスト保管義務期間：5年間）

**注意点**：コブリス登録対象外の工事については、従来どおりA・E票㊟を提出。

## ② 材料納入伝票の提出・確認方法

**変更前**：主要材料総括表と併せて、集計表及び納入伝票原本を添付。

**変更後**：主要材料総括表と材料納入集計表を作成し添付。

※監督員は、材料の種類・規格等に相違がないかや、納入量が設計値を満たしているか等を十分に確認すること。また、原則、監督員立会いによる材料検査を実施すること。



竣工検査時に、請負業者が原本を持参する。（検査員及び監督員が提示を求める場合あり）



原本は、請負業者にて保管する。（納入伝票保管義務期間：5年間）

## ③ 工事写真の提出方法

**変更前**：紙媒体での提出。

**変更後**：電子（CD-R）の提出も可とする。（紙媒体と電子どちらか選択可能）

**注意点**：着工前及び完成写真については従来どおり紙での提出とする。（複数枚出力）

市所有のPCで閲覧が可能なものとする。

## ④ 建設機械・KY活動状況写真の省略

**変更前**：工事写真の中の一部に紙媒体で提出。

**変更後**：省略可能とする。（※実施を不要とするものではない）

⇒施工中は適正な建設機械の使用し、KY活動についても引き続き実施すること。KY活動資料は受注者が保管し、監督員等から請求があった場合は提示できる体制を整えること。